

## 商標審査基準改正の説明会（報告）

2012年3月16日

JETROソウル事務所 知的財産チーム

韓国特許庁は、大韓弁理士会と共同で、3月15日から改正・施行された商標審査基準の内容に関する説明会を開催しました。ジェトロソウル事務所知財チームにおいて、当該説明会に参加しましたので、概略及び配布資料をご紹介します。

### ＜ 説明会の詳細内容 ＞

- ◆ 日時 : 2012年3月15日（木）14:00～16:00
- ◆ 場所 : 韓国知識財産センター19階 国際会議室
- ◆ 参加者 : 企業の知財権担当者および弁理士など約150名が参加
- ◆ 発表 :
  1. 音・におい商標について  
発表者 : 韓国特許庁商標審査政策課 李ボキョン事務官
  2. 証明標章制度について  
発表者 : 韓国特許庁商標審査政策課 チョウ・ウォンソク事務官
  3. 使用意志確認制度について  
発表者 : 商標審査政策課 オ・サンジン書記官

この説明会では、3月15日に韓米FTAが発効されることに伴い施行された改正商標法について、韓国特許庁の商標政策課担当者が講師として参加し、各種制度の説明がなされました。今般の改正商標法は、音やにおいといった新たな商標の導入や、証明商標制度の導入等、多くの改正がなされており、当日は、立ち見の者も出る等、注目度も高いものです。

#### （1）音・におい商標について

音とにおいについて商標として登録を受けるためには、①記号・文字・図形等により、視覚的に、かつ写実的に表現されたものであること（すなわち、音やにおいそれ自体が登録されるわけではないこと）、②音やにおいにより出所表示機能が得られていること、③音やにおいが商品等の品質、原材料、効能、用途等を直接的に表していないこと（例えば、オレンジジュースにおけるオレンジのにおいは、その原材料そのものであることから保護対象とはならない。）、④簡単でありふれたもの（例えば、1～2音の音商標等）ではないこと等が

注意点として挙げられていました。

また、音やにおいの商標の審査においては、その視覚的表現を基準に類否判断が行われるとのことでした。その際、提出する音やにおいの見本等を参考にしなければその音やにおいを認識できない場合は、拒絶されるとのことで、いかに音やにおいに写実的な視覚的表現ができるかが重要となりそうです。

視覚的表現の例として、次のようなものが紹介されていました。

- ①この音商標は、添付されたファイルのように雄ライオンの鳴き声で構成されるが、雄ライオンが大きく吠える泣き声が2秒間聞こえた後、再び小さい泣き声が聞こえるという構成となっている。
- ②この匂い商標は、添付された匂い見本のように摘み立ての草の匂いで構成されるが、ここで言う草とはゴルフ場で主に使用されるクリーピングベントグラスの芝生を意味し、摘み立ての草の匂いとは芝生を芝刈り機又は釜で刈ったときに発散する匂いであり、刈り取り後1時間が経過していない匂いを意味する。

## (2) 証明商標について

証明商標とは、証明商標権者から使用の許諾を受けた者がその証明商標を商品・サービス等に付し、当該商品・サービスの産地、原材料、製造方法、提供方法、品質等を証明するために用いる商標です。この説明会では、従来の商標・サービス票や団体標章と今回導入された証明標章との違い、証明標章の出願、審査、登録および使用についての説明、証明標章制度の導入によりさらに商標の品質保証機能が強化されたことにより、選択の幅が広がったこと等についての説明がなされました。

区分	商標・サービスマーク	証明標章
機能	商品・サービスの出所表示	品質及び特徴を証明・保証
主体	所有者本人	定款で定めた基準を満足した他人
管理	管理・統制の必要性が低い (本人に1次的な不利益)	管理・統制の必要性が高い (一般公衆の利益保護)
使用	他人に対する使用許諾が強制的ではない	定款で定めた基準を満足した場合、一律に使用許諾

区分	団体標章	証明標章
機能	標章使用者が団体の所属構成員であるという出所表示	品質及び特徴を証明・保証
主体	団体の構成員のみが使用可能	定款で定めた基準を満足した他人
	標章権者である団体も使用可能	証明標章権者は使用不可

例示	社団法人セマウル金庫連合会 	Wool Mark  , Cotton Mark 
運用状況	- 全て運用：米国、イギリス、中国、台湾、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポールなど - 団体標章のみを運用：EU、ドイツ、日本、スイスなど - 証明標章のみを運用：カナダ、タイなど	

### (3) 使用意志確認制度について

さらに、出願人の商標の使用意志を確認する使用意思確認制度導入についての説明もありました。韓国の商標法は、従前から、「国内において商標を使用する者又は商標を使用しようとする者は、自己の登録商標を受けることができる。」（第3条）と規定されており、登録を受けるためには、その使用ないし使用しようとする者である必要がありました。しかし、実際には、指定商品をむやみに多く指定する事例や、明らかに多額の設備投資が必要な商品やサービスについて個人が出願するといった事例があり、結果、本当にその商標を使用しようとする者の登録を妨げると共に、審査や権利化の遅延といった問題が発生していました。

そこで、今般、出願人が商品等を多数指定した場合や、個人出願人がデパート業等多額の設備投資が必要なサービスを指定したような場合等、審査官がその使用意思に疑義を生じる出願については、使用又は使用準備の事実を証明する資料を求め、その使用意思を確認することとしたものです。同時に、指定商品等が1類当たり20個を超える場合は、基本手数料5万6千ウォンに加え、超過分1個当たり加算料6千ウォンを徴収するようにするとのことです。

今回の説明会では、企業や弁理士事務所の実務担当者の参加が目立ち、特に音とにおいの商標に関し、出願手続きや目に見えない音とにおいを写實的にどのように表現して記載をすべきかなど実務面に質問が集中し、今般の法改正に対する実務者の注目度の高さがうかがえました。

<説明会の詳細内容は別添資料を参照下さい>

# 音・匂い商標の審査基準

李・ビョギョン 事務官  
商標審査政策課

[www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr)

# 目次

I. 音・匂い商標の概要

II. 音・匂い商標の登録を受けるための要件

III. 音・匂い商標の出願要領

- 2 -

I. 音・匂い商標の概要

- 3 -

## 1. 音・匂い商標の概念

- 音・匂いなど、視覚的に認識できないもののうち、記号・文字・図形又はその他の視覚的な方法で写實的に表現した商標（法第2条第1項第1号ハ目）

商標法第2条（定義）①この法で使用する用語の意味は次の通りである。

1. 「商標」とは、商品を生産・加工又は販売することを業として営為する者が自己の業務に関連する商品を他人の商品と識別することができるようにするために使用する次の各目のいずれかに該当するもの（以下、「標章」とする。）をいう。
  - イ. 記号・文字・図形・立体的形状又はこれらを結合したか、これらに色彩を結合したもの。
  - ロ. 他と結合しない色彩又は色彩の組合せ、ホログラム、動作又はその他視覚的に認識することができるもの
  - ハ. 音・匂いなど、視覚的に認識することができないもののうち、記号・文字・図形又はその外の視覚的な方法で写實的に表現したもの

## I. 音・匂い商標の導入背景

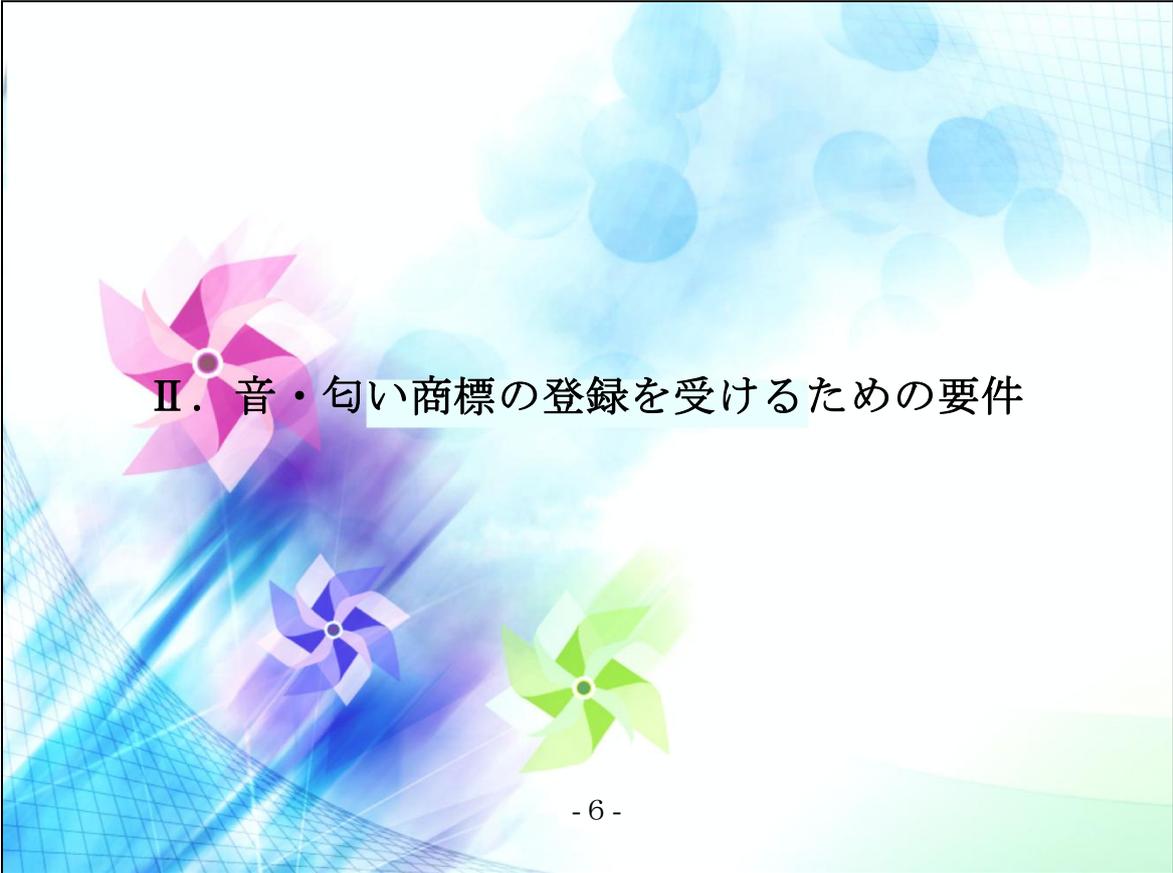
### □ 導入の趣旨

- 企業の商標選択範囲の拡大
- 国際的な流れを反映する商標制度の構築

### □ 商標の例示



- 音商標：Intel、MGM
- 匂い商標：レーザープリンタトナーのアーモンド臭



## Ⅱ. 音・匂い商標の登録を受けるための要件

- 6 -

### 1. 一商標一出願

- 商品・サービス業の出所表示機能を遂行する該当音又は匂いで構成されていない。
- 音・匂い商標を出願しながら、文字・図形などの商標見本と一緒に提出した場合
  - 音・匂い商標の定義及び一商標一出願の原則（商標法第10条第1項）違反となり登録が拒絶される。

- 7 -

## 2. 識別力

### □ 性質表示

- 音・匂い商標が指定商品の品質・原材料・効能・用途などを直接的に表していると認められる場合には、登録を受けることができない。

#### 商標法第6条第1項第3号

①次の各号の1に該当する商標を除き、商標登録を受けることができる。

3. その商品に産地・品質・原材料・効能・用途・数量・形状（包装の形状を含む。）・価格・生産方法・加工方法・使用方法若しくは時期を普通に使用する方法で表示する標章のみからなる商標

- 性質表示の例示

- ー チェーンソーの音（伐木サービス業）、キャッシュディスプレイの音（小売業）、自動車の始動の音（自動車販売・修理業）、木の匂い（木材加工業）、ゴムの匂い（タイヤ）

## 2. 識別力

### □ 簡単でありふれた標章

- 音商標を構成する音が1音又は2音のみから構成された場合には、簡単でありふれた音とみなされ、登録を受けることができない。

#### 商標法第6条第1項第6号

①次の各号の1に該当する商標を除き、商標登録を受けることができない。

6. 簡単で、ありふれた標章のみからなる商標

## 2. 識別力

### □ 使用による識別力

- 商標登録出願前に商標を使用した結果、需要者間においてその商標が誰の業務と関連のある商品を示すのが著しく認識されていれば、商標としての登録を受けることができる。

#### 商標法第6条第1項第7号

①次の各号の1に該当する商標を除き、商標登録を受けることができる。

- 7. 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に関連する商品を表示するものを識別することができない商標

## 3. 機能性

- 指定商品の機能又はその商品の機能を確保する際に不可欠であるか、サービスの利用と目的に不可欠な音・匂いのみから成る商標は登録を受けることができない。

#### 商標法第7条第1項第13号

①次の各号のいずれかに該当する商標は、第6条にもかかわらず商標登録を受けることができない。

- 13. 商標登録を受けようとする商品又はその商品の包装の機能を確保するために不可欠な（サービス業の場合にはその利用と目的に不可欠な場合を意味する。）立体的形状、色彩、色彩の組合せ、音若しくは匂いのみからなる商標

### 3. 機能性

#### □ 商標登録が拒絶される事例

- 商品の特性から発生する特定の音又は匂い  
(例：ビール瓶のふたを開ける音、タイヤのゴムの匂い)
- 商品の使用に必ず必要か、商品に一般的に使用される音・匂い  
(例：オートバイのエンジン音、香水の香、料理の匂い)
- 商品の販売増加と密接な原因となる音又は匂い  
(例：チャイムの音、芳香剤などに使用される匂い)

### Ⅲ. 音・匂い商標の出願時の注意事項

## 1. 先出願・先登録商標の調査

- 他人の先出願又は登録商標と同一・類似した商標のうち、その指定商品と同一又は類似した商品に使用する商標は登録が拒絶される。
  - 同一又は類似した他人の先出願又は登録商標があるか否かを事前に調査する必要有り
- 他人の先出願又は登録された音・匂い商標の視覚的表現を基準に同一であるか否かを判断
  - 音商標は音商標と、匂い商標は匂い商標と比較して判断

-14-

## 2. 商標登録出願書の作成

### 商標登録出願書

(前面)

- 【出願区分】  商標登録出願  商標登録分割移転出願  商標登録分割出願  
 商標登録変更出願  指定商品追加登録出願  再出願出願
- 【権利区分】  商標  サービスマーク  商標サービス票  団体標章  証明標章  
 地理的表示団体標章  地理的表示証明標章  業務標章
- 【出願人】  
【氏名(名称)】  
【出願人コード】
- 【代理人】  
【氏名(名称)】  
【代理人コード】
- 【登録(分割、分割移転、追加登録)対象】  
【商品(サービス業)類】  
【指定商品(サービス業、業務)】
- 【商標の類型】  一般商標  色彩商標  立体商標  ホログラム商標  動作商標  
 その他視覚的に認識できるものから成る商標  
 音商標  匂い商標  その他視覚的に認識できない商標
- (【図面(写真)の個数】)  
(【商標の説明】)  
(【商標の視覚的表現】)
- 上記のように特許庁長に提出します。  
出願人(代理人) (署名又は印)
- 【添付書類】 法令で定めた書類各1通

-15-

### 3. 視覚的表現

#### □ 概念

- 音・匂いなどが記号・文字・図形又はその他の視覚的な方法で写實的（事物をありのまま描くよう）に記載した表現
- 視覚的表現が詳細かつ具体的に記述され、視覚的表現のみを見て、音・匂いなどを認識又は同様に再現できるか否かを考慮
- 音ファイル・匂い見本・その他の文献などを参考にしなければ、音・匂いなどを認識又は再現できない場合は写實的と言えない。

### 3. 視覚的表現

#### □ 記載方法（商標登録出願書の記載要領）

- 音商標：音の特徴、演奏時間、方法など、楽譜を追加で提出することが可能

例) この音商標は、添付されたファイルのように雄ライオンの鳴き声で構成されるが、雄ライオンが大きく吠える泣き声が2秒間聞こえた後、再び小さい泣き声が聞こえるという構成となっている。

- 匂い商標：匂いなどの特徴など

例) この匂い商標は、添付された匂い見本のように摘み立ての草の匂いで構成されるが、ここで言う草とはゴルフ場で主に使用されるクリーピングベントグラスの芝生を意味し、摘み立ての草の匂いとは芝生を芝刈り機又は釜で刈ったときに発散する匂いであり、刈り取り後1時間が経過していない匂いを意味する。

### 3. 視覚的表現

#### □ 外国の音商標の登録事例

- この商標は単語「BOOST」の音で構成されるが、「OO」の部分は長く伸ばして発音し、「T」の部分にアクセントがある。そして、この音は出願書に同封されたCDの中にboooost.mp3という名前の音声ファイルとして入っている。  
[オーストラリア：第1062639号]
- この商標は、出願書で音楽的な記号で表現されるDフラット、Dフラット、Gフラット、Dフラット、Aフラットの5つの音と、Dフラット、Gフラット、Aフラット、EフラットそしてF音の連続的な旋律演奏で構成される。この音の録音は「Intel Corporation Second Sound Mark」ラベルが付いたCDから出る。  
[オーストラリア：第1077896号]

### 3. 添付書類－音声ファイル及び匂い見本

#### □ 音声ファイル

- MP3、WAV、WMAなど、汎用オーディオファイル形式で3MB以内
- 電子的記録媒体に記録して提出 or 電子的手段で転送

#### □ 匂い見本

- 30ml以上の液体状の物質を含む密閉容器3つ or 香りが含まれた物質を3mg以上塗布したアロマパッチ30枚以上を提出

#### 4. 要旨変更

- 音・匂い商標を一般商標・立体商標・ホログラム商標などに変更することは、要旨変更とみなす。
  - 一般商標・立体商標・ホログラム商標などを音・匂い商標に変更する場合も同一
- 音・匂い商標の視覚的表現に対する誤記の訂正、不明瞭な記載の釈明又は指定商品範囲の縮小は、要旨変更とみなさない。
- 要旨変更は出願書に記載された視覚的表現を基準に判断  
(音ファイル×、匂い見本×)

-20-

ありがとうございました。

特許庁商標審査政策課  
李・ボギョン事務官

-21-

# 証明標章の審査基準



趙・ウォンソク 事務官  
商標審査政策課



# 目次

1. 証明標章の概要
2. 証明標章の出願
3. 証明標章の審査
4. 証明標章の登録及び使用

-1-

## 1. 証明標章の概要

- (定義) 証明標章とは、証明標章権者から使用の許諾を受けた者が、その標章が使用される商品・サービス業の産地、原材料、製造方法又は提供方法、品質などを証明するために使用する標章
  - 地理的表示証明標章－商品の生産・製造・加工を業とする者の商品が、定められた地理的特性を満足することを証明するために使用する、地理的表示となった証明標章
- 証明標章の類型

区分	標章	要件	その他
地域的産地表示 (原産地)		アイダホ州で生産されたジャガイモ	 羊毛 100%
品質・原材料・製造方法などに関する基準満足表示 (規格)		(電子製品安全基準)	 綿 100%
作業遂行機構表示	ILGWU-UNION MADE	国際女性衣類労働者組合の会員によって作業	

-2-

# 1. 証明標章の概要

□ 導入趣旨

- 商標の品質保証機能を強化し、消費者に正しい商品情報を提供して最適な消費選択を可能にさせる。

□ 商標・サービスマーク vs. 証明標章

区分	商標・サービスマーク	証明標章
機能	商品・サービスの出所表示	品質及び特徴を証明・保証
主体	所有者本人	定款で定めた基準を満足した他人
管理	管理・統制の必要性が低い (本人に1次的な不利益)	管理・統制の必要性が高い (一般公衆の利益保護)
使用	他人に対する使用許諾が強制的ではない	定款で定めた基準を満足した場合、一律に使用許諾

# 1. 証明標章の概要

□ 団体標章 vs. 証明標章

区分	団体標章	証明標章
機能	標章使用者が団体の所属構成員であるという出所表示	品質及び特徴を証明・保証
主体	団体の構成員のみが使用可能	定款で定めた基準を満足した他人
	標章権者である団体も使用可能	証明標章権者は使用不可
例示	社団法人セマウル金庫連合会 	Wool Mark  , Cotton Mark 
運用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>－全て運用：米国、イギリス、中国、台湾、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポールなど</li> <li>－団体標章のみを運用：EU、ドイツ、日本、スイスなど</li> <li>－証明標章のみを運用：カナダ、タイなど</li> </ul>	

## 2. 証明標章の出願

### □ 主要内容

- <出願段階> ①証明標章登録出願書、②定款又は規約、③商品の品質などを証明、管理が可能であることを立証する書類を提出
- <審査段階> ①標章審査：商標などに関する基準を準用  
②定款（又は規約）審査：必須記載事項の適切性を審査  
③証明能力立証書類の審査  
※地理的表示証明標章は地理的表示団体標章規定を準用
- <登録段階> 商標公報に定款の要約書を掲載  
証明標章登録無効事由
- <使用段階> 一般的な商標権の効力と同一  
証明標章権移転制限及び質権設定不可  
証明標章登録取消事由

-5-

## 2. 証明標章の出願

### □ 出願時の具備書類

- 提出書類（法第9条第5項）
  - 証明標章の使用に関する事項を定めた書類（定款又は規約）及び要約書
  - 証明しようとする商品若しくはサービス業の品質、原産地、生産方法又はその他の特性などを証明・管理することができることを立証する書類
- 証明・管理能力立証書類（令第1条の5第2項）
  - 証明しようとする商品又はサービス業の品質などに対する試験・検査の基準、手続及び方法などに関する事項
  - 証明しようとする商品又はサービス業の品質などを証明・管理するために必要な専門設備、専門人材などに関する事項
  - 証明標章使用者に対する管理・監督などに関する事項
  - その他証明しようとする商品又はサービス業の品質などを証明・管理できることを客観的に立証できる事項

-6-

## 2. 証明標章の出願

---

□ 出願時の具備書類

- 「**使用に関する事項を記載した書類**」の種類
- 法人の場合には定款、法人でない場合には規約、地方自治体又は国の場合には条例、規則、告示、訓令など

■ 「**使用に関する事項を記載した書類**」の**必須記載事項**

- <証明標章>：
- ①証明しようとする商品又はサービス業の品質などの特性に関する事項、
  - ②証明標章の使用条件に関する事項及び違反した者に対する制裁に関する事項、
  - ③証明、管理及び監督に必要な設備・人材などに関する事項
  - ④その他証明標章の使用に必要な事項

- <地理的表示証明標章>：①②③④+⑤⑥⑦
- ⑤地理的環境と商品の特定品質などの本質的な関連性に関する事項
  - ⑥地理的表示の対象地域に関する事項
  - ⑦商品の特定品質などに対する自主管理基準及び維持管理方案に関する事項

-7-

## 2. 証明標章の出願

---

□ 証明・管理能力を客観的に立証することができる書類

- 大学などの学術・研究機関又は試験・検査機関などの資料
- 関連分野の修士・博士論文、専門分野の教科書・雑誌などに掲載された資料
- 国・地方自治体・公的機関などが発刊した政策・業務・研究サービス報告書などの資料
- 新聞記事や放送プログラムに紹介された資料で、関連専門家や専門機関などの評価が含まれている資料
- その他社会通念上、客観性があると認められる資料

-8-

### 3. 証明標章の審査

- 出願人適格
  - 証明標章の出願人は、自己の営業に関する商品又はサービス業に使用することができない。
  - 団体標章の場合は出願人が直接使用することができるが、証明標章出願人は標章を直接使用することができない。
  - 証明標章の出願人は証明標章と同一・類似した商標、サービスマークなどを同一・類似した商品に重複して保有することができない。
  - 商標、サービスマークなどの出願人も、同一・類似した証明標章を同一・類似した商品に重複して保有することができない。
  - 団体標章は法人のみ出願人となり得るが、証明標章は個人も出願人になり得る。

-9-

### 3. 証明標章の審査

- 証明標章の「使用に関する事項」の審査
  - 「使用に関する事項を記載した書類」の必須記載事項漏れ
    - 審査官は必須記載事項の全部又は一部がなければ、法第23条第1項第6号で意見提出を通知
    - 出願人は修正定款などを提出し、拒絶理由を解消
  - 「使用に関する事項」が実定法において要求される認証要件に達しない場合、法第7条第1項第4号を適用して拒絶
    - 証明標章を実定法の認証要件を回避する手段として利用するなどの弊害を防止することが目的
  - 不当な使用拒絶は拒絶理由に該当
    - 証明標章権者が設定した使用条件が
      - ① 正当な事由がないにもかかわらず使用を許諾しなかった場合
      - ② 社会通念上、内容的・手続的に履行が難しく、実質的な使用を許諾しないものと認められる場合

-10-

### 3. 証明標章の審査

- 証明標章の「**標章に関する**」審査
  - 証明標章の構成中、品質保証、approved, certification, guaranteed などの品質を表す文字があっても、法第7条第1項第11号を適用して拒絶しない。
- 補正
  - 定款又は規約の修正が必要な場合、修正定款又は修正規約を提出
- 出願の変更
  - 商標・サービスマーク・団体標章登録出願と変更可能であるが、地理的表示証明標章は変更不可
- 地理的表示証明標章は地理的表示団体標章に関する規定を適用

-11-

### 3. 証明標章の審査

- 証明標章の「**移転許可**」の審査
  - 証明標章登録出願及び証明標章権は、証明標章の登録が受けられる者に対しその業務とともに移転する場合に特許庁長の許可を受けて移転可能
  - 証明標章の移転許可の可否判断時における考慮事項
    - ①業務とともに移転するか否か
    - ②譲り受ける者が法第3条の3の証明標章登録が受けられる者に該当するか否か
    - ③定款又は規約の記載内容が適正であるか否か
    - ④証明しようとする商品の品質などを証明・管理できるか否か
  - 審査官は移転許可申請に対し、申請書類の記載事項漏れ、記載内容の適合性などを審査した後、承認又は不承認を通知

-12-

## 4. 証明標章の登録及び使用

---

- 無効事由（法第71条）
- 証明標章登録出願の移転を受けられない者に移転した場合（法第12条第10項）
- 定款又は規約に、証明標章の使用に関する事項の全部又は一部を記載していない場合（法第23条第1項第6号）
- 法第3条の3証明標章の登録を受けることができる者に該当しない場合（法第23条第1項第7号）
- 正当な事由がないにもかかわらず定款若しくは規約で使用を許諾していない場合、又は実質的に使用を許諾していない場合（法第23条第1項第8号）

-13-

## 4. 証明標章の登録及び使用

---

- 取消事由（法第73条第1項第13号）
- 証明標章権者が定款又は規約に違反して証明標章の使用を許諾した場合
- 証明標章権者が証明標章を自己の商品、サービス業に対して使用する場合
- 証明標章の使用許諾を受けた者が定款又は規約に違反して他人に使用させた場合、又は商品、サービス業の品質などに関して誤認をもたらした場合。証明標章権者が監督について相当な注意を払った場合を除く。
- 使用許諾を受けなかった第3者が証明標章を使用することにより、需要者に対して商品などの品質などに関する誤認をもたらしたにもかかわらず、証明標章権者が意図的に相応の措置を取らなかった場合

-14-

## 4. 証明標章の登録及び使用

- 取消事由（法第73条第1項第13号）
- 証明標章権者が正当な事由がないにもかかわらず、定款若しくは規約により使用を許諾しない場合、又は定款若しくは規約に満たし難い使用条件を規定するなど実質的に許諾していない場合
- 法第73条第1項第4号：第54条第10項（証明標章権移転）に違反した場合
- 使用权（法第54条第11項、第55条第2項、第57条第5項）
- 証明標章権を目的として質権、専用実施権、通常使用权の設定不可

-15-

### 商標登録出願書

- 【出願区分】  商標登録出願  商標登録分割移転出願  商標登録分割出願  
 商標登録変更出願  指定商品追加登録出願  再出願出願
- 【権利区分】  商標  サービスマーク  商標サービス票  団体標章  証明標章  
 地理的表示団体標章  地理的表示証明標章  業務標章
- 【出願人】  
【氏名（名称）】  
【出願人コード】
- 【代理人】  
【氏名（名称）】  
【代理人コード】  
（【包括委任登録番号】）
- （【参照番号】）  
（【原出願の出願番号（原権利の登録番号、国際登録番号）】）
- 【登録（分割、分割移転、追加登録）対象】  
【商品（サービス業）類】  
【指定商品（サービス業、業務）】
- （【優先権主張】  
【出願国名】  
【出願番号】  
【出願日時】  
【証明書類】）
- （【出願時の特例主張】）

-16-

【商標の類 一般商標 色彩商標 立体商標 ホログラム商標 動作商標型】

その他視覚的に認識できるものから成る商標

音商標 匂い商標 その他視覚的に認識することができない商標

(【図面(写真)の個数】)

(【商標の説明】)

(【商標の視覚的表現】)

上記のように特許庁長に提出します。

出願人(代理人)

(署名又は印)

【手数料】(記載要領第14号参照)

【出願料】 カ類 ウォン

(【指定商品加算金】 カ類 ウォン)

(【優先権主張料】 カ類 ウォン)

【合計】 ウォン)

【手数料自動納付番号】

【添付書類】法令で定めた書類各1通(記載要領第15号参照)

-17-

## 定款(規約)の要約書

【団体標章を使用する所属団体員の加入資格・加入条件及び脱退などに関する事項又は標章を使用しようとする者に対する要件及び証明標章の使用を許諾するための手続に関する事項】

【団体標章又は証明標章の使用条件に関する事項】

【団体標章又は証明標章の使用条件に関する規定を違反した者に対する制裁に関する事項】

【その他団体標章又は証明標章の使用に必要な事項】

(【商品の特定品質・名声又はその他の特性に関する事項】)

(【地理的環境と商品の特定品質・名声又はその他の特性との本質的な関連性に関する事項】)

【地理的環境】

【地理的環境と商品の特定品質・名声又はその他の特性との本質的な関連性】)

(【地理的表示の対象地域に関する事項】)

(【商品の特定品質・名声又はその他の特性の自主管理基準及び管理方案に関する事項】)

(【地理的表示団体標章又は地理的表示証明標章の表示】

【地理的表示】

【韓国語表記】

【英語表記】

【指定商品】

【韓国語表記】

【英語表記】

【地理的表示の対象地域】

【韓国語表記】

【英語表記】)

-18-

地理的表示団体標章登録原簿

地理的表示団体標章登録番号 第0000100号

「権利欄」

表示番号	登録事項	商標		
1 番	出願年月日	2010年10月25日		
	出願番号	2010-0000019		
	公告年月日	2010年11月24日		
	公告番号	2010-0061920		
	登録査定（審決）年月日	2011年01月28日		
	商品類区分	1		
		一般商標		
		地理的表示団体標	寧越キムサッカッYeongwol Ki	
	商標権の趣旨	草の表示	msatgat	
		地理的表示の対象地域	寧越郡キムサッカッ面全域 the whole area Kimsatgat Myoen of Yeongwol country	
商標権設定登録日	2011年01月31日登録			
存続期間（予定）満了日	2021年01月31日			
指定商品又は指定サービス行	第31類：ぶどう（新鮮なもの）			

-19-

ありがとうございました。

特許庁商標審査政策課

趙・ウォンソク

# 商標審査基準

(使用意思確認など)



呉・サンジン 書記官  
商標審査政策課



# 1. 出願人の使用意思の確認

## 1) 概要

### ■ 概念

- 審査官が出願書に記載された指定商品・指定サービス行に対する使用意思が不明確と判断された場合、商標の使用意思を確認する制度（商標法第3条）

### ● 商標法

**第3条（商標登録を受けることができる者）** 韓国国内において**商標を使用する者又は使用しようとする者**は、自己の商標の登録を受けることができる。ただし、特許庁職員及び特許審判院職員は、相続又は遺贈を除いては在職中に商標の登録を受けることができない。

**第23条（商標登録拒絶査定及び拒絶理由通知）** 第1項第1号の改正  
「**第3条ただし書**」→「**第3条**」により、商標登録を受けることができない場合

**第71条（商標登録の無効審判）** 第1項第1号の改正  
商標登録又は指定商品の追加登録が「**第3条ただし書**」→「**第3条**」の規定に違反する場合

-1-

# 1. 出願人の使用意思を確認

## 1) 概要

### ■ 導入趣旨及び背景

- 出願人が商品（サービス業）を多数指定した場合、出願人の使用意思を確認し、必ず必要な指定商品（サービス業）のみを指定させるため
  - － **指定商品手数料加算制の廃止（2003. 4. 10）**後、1商品類当たりの指定商品数が急増  
1商品類当たりの平均指定商品数が**9.6個（2002）→113.9個（2010）**に増加
  - － 化粧品業界の場合、**指定商品数の16%のみを実際に使用**  
（出所：指定商品過多指定出願防止方案研究、2008. 12）

### ■ 指定商品の過多指定による問題点

- 指定商品**過多指定による商標先占による**真の事業者の権利取得及び商標選択範囲を制限
- **商品審査加重及び審査遅延による**権利化遅延

-2-

# 1. 出願人の使用意思を確認

## 1) 概要

- 出願：**手数料加算制度を導入**（4. 1. 施行）
- 出願・新規登録・更新登録の際、指定商品数が基本商品数（20個）を超過する場合、指定商品1個当たり2千ウォンの加算料を賦課

基本手数料 (1商品類当たり56,000ウォン)	+	加算料 (20個超過1個当たり2,000ウォン)
-----------------------------	---	-----------------------------

- 審査：**使用意思確認制度の施行**（3. 15. 以降の出願）
- 出願人の商標使用意思などが明確でないと疑われる場合、審査官は法第3条を理由として意見提出通知を行うことができる。

-3-

# 2. 使用意思確認制度（商標審査基準）

## 2) 商標審査基準の主な改正内容

- － 商標出願の**使用意思的要件**の必要性
- 商標を使用する**意思がない場合**、拒絶又は無効の根拠となる。
- 2011. 12. 2. に公布された商標法（2012. 3. 15. 施行）において第3条（商標登録を受けることができる者）を拒絶理由及び無効事由として追加
- － 出願人の使用意思などの**確認手続を具体化**
- 審査官が出願人の商標の使用意思の有無に対して合理的な疑いを抱く場合、商標法第3条違反を理由として意見提出通知を行うようにする。

- 審査官が使用意思を確認しなければならない場合
- 出願人が該当指定商品又は指定サービス業に関する業務を行うことが**法令上制限されている**場合
- 指定商品が**5種類以上指定される**など、幅広い範囲にわたっている場合
- **デパート業、大型ディスカウントショップ業、銀行・保険業、航空運送業**など、大規模資本及び施設などが必要なサービス業を**個人が指定した場合**
- その他互いに**類似性のない多数のサービス業を指定した場合**など、審査官が出願人の商標使用意思が希薄と判断する場合

-4-

## 2. 使用意思確認制度（商標審査基準）

### 2) 商標審査基準の主な改正内容

- 指定商品又はサービス業が**包括名称**である場合には、**1つ以上の商品又はサービス業**に対して使用事実又は使用意思を確認しなければならない。
- 指定商品又はサービス業の**類似群毎に1つ以上の商品又はサービス業**に対し、使用事実又は使用意思を確認しなければならない。
- 類似性のない指定サービス業とは、出願人が事業を一緒に遂行するのが難しいサービス業を複数指定した場合を意味し、**複数のサービス業とは2つ以上の類似群コードが指定された場合**を意味する。ただし、包括サービス業は1つの類似群コードとして扱う。
- 使用意思の確認が**必要**な場合（例示）
  - ・洗濯業（**S1282**） vs 紙加工業（**S100106**）
  - ・建築物建設業（**S040101**） vs 公演企画業（**S110101**）
- 使用意思の確認が**不必要**な場合（例示）
  - ・剃刀修理業（**N37004**） vs 理髪機修理業（**N37004**）
  - ・建築物建設業（**S040101**） vs 消防工事業（**S040101**）

-5-

## 2. 使用意思確認制度（商標審査基準）

### 3) 商標使用を確認するための書類

- 出願商標を指定商品又は指定サービス業に**使用している事実の証明書類**
  - 事業者登録証の写し、商号（法人）登記簿謄本
  - 印刷物（新聞、雑誌、カタログ、チラシなど）
  - 売場の写真、商品の写真
  - 取引書類（注文伝票、納品書、請求書、領収書など）
  - 公的機関など（国、地方公共団体など）の証明書
  - 同業者、取引先、需要者などの陳述書
  - インターネット、新聞などの記事など

-6-

## 2. 使用意思確認制度（商標審査基準）

### 3) 商標使用を確認するための書類

- 指定商品又は指定サービス業に対し、出願商標を**使用準備中であるという事実（使用意思）の証明書類**

出願後3～4年以内に商標使用を開始する意思が表れた使用計画書

指定商品の生産、販売など、事業の具体的な内容と商標使用の開始時期を含む出願人の陳述書

商品・サービス業の企画、工場又は店舗の建設や賃貸など、事業の準備状況又は計画に関する資料など

-7-

## 2. 使用意思確認制度（商標審査基準）

### 4) 商標使用計画書の例示

#### 商標使用計画書

商標登録出願第40-2012-0000000号の出願人は下記のように指定商品（サービス業）「□□」の生産、譲渡、販売などの事業計画を持っており、□□年□□月頃から商標使用を開始する計画です。

#### －使用計画－

1. 0000年00月00日 新規事業プロジェクト開始
2. 0000年00月00日 事業許可申請
3. 0000年00月00日 店舗賃貸  
○店舗賃貸に関する具体的な内容（位置・設備など）
4. 0000年00月00日 販売開始予定  
○販売方法、時期などに関する具体的な内容

年 月

日

出願人

住所（所在地）

氏名（名称）

（印）

-8-

## 2. 使用意思確認制度（商標審査基準）

### 4) 商標使用計画書の例示

商標使用計画書			
(計画の概要)			
年	月	新規事業プロジェクトチーム設置	
年	月	企画決定	
年	月	事業許可申請	
年	月	工場（店舗）の建設（着工・借用）予定	
年	月	生産（販売）開始予定	
			年 月 日
(出願人)			
住所			
名称			
代表者			
			(印)

-9-

## 3. 商標優先審査認定要件の緩和

### 1) 概要

#### ■ 改善背景

- 商標優先審査制度は、通常の審査手続より早い審査手続の整備を理由に2009年4月に導入された制度である。
- 2011年の商標優先審査申請率が1.9%に過ぎず、制度の利用率が低い。
- 早い審査処理を望む顧客が必要に応じて商標優先審査を活用できるよう、優先審査制度を改善

\* 商標優先審査の申請状況

区分	2009年（4～12月）	2010年	2011年
商標出願件数（A）	95,747	121,312	123,000
商標優先審査申請件数（B）	653	1,697	2,389
商標優先審査申請率（B/A）	0.7%	1.4%	1.9%

-10-

### 3. 商標優先審査認定要件の緩和

#### 2) 改善内容（施行：2012年4月1日）

- （現行）「指定商品全部」に対する使用又は使用準備中である事実を立証することができる場合のみ優先審査を認定
- （改正案）「指定商品一部」に対する使用事実を立証すれば、その商品と類似群が同じ残り商品も使用したものと認定
  - 一 商標登録出願の優先審査申請に関する告示第6条1項後段新設
  - 一 第6条（優先審査申請説明書の作成）①第4条第1号に該当することを理由に優先審査を申請しようとする者は、第4条第1号に該当するという事実及び商標使用開始時期、商標使用内容（商標使用準備中の場合には商標使用開始予定時期、商標使用予定内容）など、出願人が出願した商標を指定商品の全てに使用しているか、使用準備中である事実を具体的に記載しなければならない。この場合、「類似商品・サービス業審査基準」による類似群コードが同じ指定商品中のいずれかに対して使用しているか、使用準備中である事実を記載すれば、該当類似群コードが同じ指定商品全部に対して使用又は使用準備中である事実を記載したものとみなす。

-11-

### 3. 商標優先審査認定要件の緩和

#### 3) 適用の例示

- （事例1）指定商品が類似群コード1つに属している場合

指定商品	使用事実の立証	現行	改善（案）
●類似群：G4301 （事例1）個別商品 - ゴム製玩具 - 金属製玩具 - 縫製玩具 - 紙製玩具 （事例2）包括名称 - 玩具	●一部のみに立証 - 紙製玩具	（事例1） 使用事実不認定 優先審査不認定 （事例2） 使用事実不認定 優先審査不認定 *包括名称は2つ以上の立証が必要	（事例1、2） 使用事実認定 優先審査認定

-12-

## 3. 商標優先審査認定要件の緩和

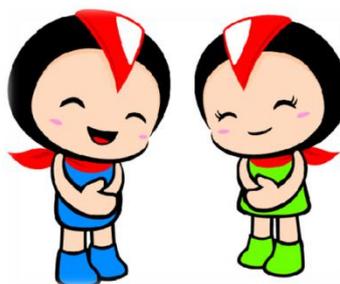
### 3) 適用の例示

- (事例2) 指定商品が類似群コード2つ以上に属している場合

指定商品	使用事実の立証	現行	改善(案)
●類似群：G4301 －ゴム製玩具 －金属製玩具 －縫製玩具 －紙製玩具 ●類似群：G4302 －ビリヤードの球 －マジック用具 －ビンゴカード	●(事例1) －一部のみ立証 －紙製玩具 ●(事例2) －一部のみ立証 －紙製玩具 －ビンゴカード	(事例1、2) 使用事実不認定 優先審査不認定	(事例1) 使用事実不認定 優先審査不認定 (事例2) 使用事実認定 優先審査認定

-13-

ありがとうございました。



特許庁商標審査政策課  
呉・サンジン書記官